

8 保護推進体制の整備と関係機関の連携

本指針に基づき、野生動植物を保護し、その生息・生育環境を含めた生態系全般の保全を総合的に推進するためには、県、市町、県民、事業者のすべての主体が、自主的に、また、連携・協力して保護施策を進めることが求められる。

各主体に期待される取組みは、次のとおり。

(1) 県に期待される取組み

ア 生物多様性の保全

- (ア) 野生動植物の保護対策を効果的に推進するため、現行法令の適正な執行に努めるとともに、新たな条例の創設を検討する。
- (イ) 本指針の特に保護が必要な種が生息・生育する地域の一覧表に掲載された種のうち、緊急に保護が必要なものについては、条例等において特定希少野生動植物の指定を行うなど、適切な保護対策に努める。
- (ウ) 外来種の実態を把握するための調査を実施する。
- (エ) 専門的調査等に対応するため、自然保護課に生態学・生物学の専門的な知識を有する職員を配置する。
- (オ) 学識経験者による「生物多様性保全推進委員会(仮称)」を設置するとともに、庁内に関係部局(県民環境部、農林水産部、土木部、教育委員会)で構成する「生物多様性保全連絡会議(仮称)」を設置し、野生動植物の保護施策を全庁一体となって推進する。
- (カ) 調査研究・教育機関等(衛生環境研究所、総合科学博物館、博物館、水産試験場等の各種試験場、動物園)は、それぞれが持つ知識や技術・技能等を積極的に活用し、調査、情報の提供、教育や普及啓発などの支援を行う。
- (キ) 将来的には、野生動植物の調査・研究をはじめ、情報の収集・分析・公表、標本の管理、野生動植物保護に関する普及啓発・人材育成等を一括して行う生物多様性センター(仮称)を設置する必要がある。
- (ク) 県内の野生動植物の生息・生育の実態把握を行うとともに、傷病鳥獣の救護など、野生動植物の保護・救護に努める。
- (ケ) とべ動物園において、野生動物の魅力や“種の保存”の必要性について理解を深めるための活動を展開する。
- (コ) 「県鳥獣保護事業計画」に基づき、鳥獣保護区等の指定や鳥獣保護員による管理・監視の徹底に努める。
- (ク) 野生動植物に対する保護意識の向上を図るため、積極的な普及啓発及び情報提供に努める。
- (シ) 環境マイスター等による地域での学習活動の支援や多様な環境情報の提供に努める。
- (ス) 野生動植物に影響を及ぼすと思われる一定規模以上の事業の実施に当たっては、適

切な調査を行い、必要な保護対策を実施するよう事業者を指導する。

- (e) 森林、水辺等、自然度の高い野生動植物の生息・生育環境の保全に努める。
- (f) 森林、水辺、ビオトープ等、複数の多様な野生動植物の生息・生育環境を相互にネットワーク化するなど、生息・生育環境の質の向上を図る。
- (g) 鳥獣保護区の指定箇所及び面積を増加させる。
- (h) 文化財保護法、県文化財保護条例に基づき、天然記念物に指定されている動植物や生息・生育地域の一層の保護と、文化財保護思想の普及活動を推進する。

イ 自然公園等の保全

- (ア) 自然公園等の現況を適切に把握し、公園計画の見直し等を検討する。
- (イ) 県立自然公園等の監視体制を強化するなど、管理体制の充実に努める。
- (ウ) 自然公園等の施設、歩道等の適切かつ効果的な整備に努める。
- (エ) 自然公園指導員等による利用者への案内指導を強化するほか、インストラクターの養成等を進めるなど、自然公園の利用の促進を図る。

ウ 森林等の保全

- (ア) 森林法に基づく森林計画に即した計画的な森林整備を推進し、県民の自然とのふれあいや環境教育、環境学習の機会として、林業の体験学習などによる県民参加の森づくりを推進する。
- (イ) 地域森林計画に基づく計画的な保安林の指定と、その整備を図る。
- (ウ) 放置森林管理システム検討結果報告書に基づき、森林所有者の協力を得ながら放置林の適正管理に努める。
- (エ) 身近な緑の保全・活用について、県民に対する意識啓発を実施するほか、自然とのふれあいの場や環境教育・環境学習の拠点として利用されるよう、森林等の整備を推進する。
- (オ) 広葉樹の造成や人工林の適正な間伐の実施により、野生動植物の生息に適した森林環境を創出する。
- (カ) 地域林業を振興するため、地域で生産された木材等の地産地消運動を推進する。

エ 農地・農業等の保全

- (ア) 「田園環境整備マスタープラン」に基づき、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を積極的に推進する。
- (イ) 里地里山を含む農村の二次的自然は、農業生産活動等が適切に行われることにより形成・維持されていることから、こうした活動の持続性を確保する農業生産基盤等の整備を着実に実施する。
- (ウ) 農村集落の水質改善による良好な環境の形成に資するため、農業集落排水施設等の整備を推進する。
- (エ) 「環境保全型農業推進基本方針」に基づき、化学肥料や農薬の適正使用、県内の畜産排せつ物の堆肥等への利用など、環境への負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図る。

- (d) 農業生産活動や農地・農業用施設等の維持管理を担う農家及び地域住民等に、農村の生きもの調査や、ワークショップ等の実施を通して、地域の生態系への理解を深める。
- (h) 都市と農村の交流を通して、自然とのふれあいを促進するための市民農園の整備、グリーン・ツーリズム等を推進し、活発な地域づくりを進めるとともに、県民の環境学習の場の創出に努める。
- (f) 地域農業を振興するため、地域で生産された農産物等の地産地消運動を推進する。

オ 水辺環境の保全

- (ア) 各河川や湖沼、海岸、あるいは浅海域の干潟等の特性に応じた、自然状態の維持・保全や整備を推進するとともに、自然環境に配慮した水辺空間づくりを図る。
- (イ) 水生植生帯の造成を図るなど、水生植物の持つ自然の水質浄化機能を活用し、水質浄化に努める。
- (ウ) 県民の水辺環境に対する理解や関心を深めるために、普及啓発や美化活動を行う。
- (エ) 多様な生態系を育む良好な水辺環境を保全するために、藻場等の生育地の保全を図るとともに、自然環境や親水性に配慮した護岸整備を図る。
- (オ) 海浜植生の保全や海岸砂防林の管理等に努める。
- (カ) 海岸での安全で快適なふれあいや海岸環境の保全に向けた普及啓発や美化活動を行うなど、県民の意識の向上を図る。
- (キ) 良好な水辺環境を保全・創出するため、自然に配慮した河川整備を進める。

カ 都市緑地等の保全

- (ア) 身近にある良好な緑については、風致地区や緑地保全地域等の指定を推進するなど、生物多様性の保全に資する良好な樹林地等の適正な保全に努める。
- (イ) 都市公園の整備を通じて、都市に残る里山等の貴重な自然環境と調和した都市地域の緑の拠点整備を進めるほか、公共施設や道路の緑化の推進、敷地内緑化の促進によって、都市地域の緑の創出を図るとともに、県民等の緑のネットワークづくりを推進する。
- (ウ) 愛媛県グリーンプランに基づき、県、市町、県民、事業者等が一体となって、都市地域の緑の保全と創造が行われるよう都市緑化の普及啓発に努める。
- (エ) 都市における農地等の適正な保全を図る。
- (オ) 県民一人当たりにおける都市公園面積を増加させる。

(2) 市町に期待される取組み

市町は、県の取組みや方針を踏まえ、それぞれにおける地域独自の野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全のための施策を検討し、計画的に推進していくことが必要である。

例えば、環境保全に関する条例などによる目的に応じた地区の指定は、自然環境、緑地、樹林等の保全になり、森林公園、都市公園、里地里山づくりなどの整備は、特定の野生動植物の生息・生育場所の保全につながる。このほか、住民等による野生動植物の保護活動

に対する積極的な支援など、地元と密着した市町ならではの積極的な取組みが期待される。

(3) 県民に期待される取組み

ア 生物多様性の保全

- (ア) 希少野生動植物の生息・生育地へのむやみな立ち入りや捕獲・採集等は絶対にしない。
- (イ) 飼育・栽培する動植物には最後まで責任を持ち、世話を途中で投げ出したり、山野に放逐したりしない。
- (ウ) 野生動植物の生息状況等の調査に協力する。
- (エ) 動植物の保護や生態系の保全活動等に積極的に参加する。
- (オ) 生物多様性が保たれている地域については、その保全に努める。
- (カ) 生活に伴う活動や産業活動によって、自然環境や生態系を傷つけないように努める。
- (キ) ナショナルトラスト活動など、地域における自然保護活動に努める。

イ 自然公園等の保全

- (ア) 本県の豊かな自然環境資源を守り育て、豊かな心や健康を育むものとして、適正な活用に努める。
- (イ) 自然保護活動、自然観察会等に積極的に参加し、自然への理解を深める。
- (ウ) アウトドア活動や自然公園の利用の際には、ごみの持ち帰りや動植物を傷つけない等のマナーを守る。
- (エ) 野生動植物の生態や自然環境に関する識見を有する者は、専門的見地から野生動植物の保護や自然環境の保全活動に対する助言などを行う。

ウ 森林等の保全

- (ア) 森林等の持つ役割を理解し、その保全と育成に努める。
- (イ) 身近な緑を大切にすることを養い、森づくりに参加・協力する。
- (ウ) 木材は環境にやさしい資源であることへの理解を深め、優先的に利用する。

エ 農地・農業等の保全

- (ア) 里地里山を含む農村の二次的自然は、豊かな生態系を育み農家以外の地域住民及び都市住民もその恩恵を享受していることから、県民が一体となって農地・農業用施設の適正な維持管理活動等に参加・協力する。
- (イ) 環境に配慮し生産された農産物への理解を深め、優先的に利用する。
- (ウ) 地域で生産された農産物への理解を深め、優先的に利用する。

オ 水辺環境の保全

- (ア) 河川等水辺の美化活動に参加する。
- (イ) 地域の良好な水辺環境の保全と活用に努める。

カ 都市緑地等の保全

- (ア) 植栽等により、居住地内の緑化を進める。

- (イ) 地域の緑化運動や身近な公園の維持管理活動に参加し、地域の緑の保全・創造を図る。
- (ロ) 個々の緑がつながり、地域内での緑のネットワークが形成されるよう、積極的に緑地活動を行う。

(4) 事業者 zu 期待される取組み

ア 生物多様性の保全

- (ア) 開発事業の際は、既存の植生や地形をできるだけ活かす事業計画とし、自然への影響が少ない手法を採用するなど、野生動植物の保護や生態系の保全に努める。
- (イ) 事業活動によって、自然環境や生態系を傷つけないように努める。
- (ロ) 野生動植物が生息する空間の創出などに協力する。
- (ハ) 事業実施後は、その効果を随時評価し、成果を公表するとともに、自然環境の適切な維持管理に努める。

イ 森林等の保全

- (ア) 開発事業を行う場合は、対象地域や周辺地域の自然環境に十分配慮する。
- (イ) 自然環境や生態系に配慮した森林等の創出・維持・管理に努める。

ウ 農地・農業等の保全

- (ア) 農地・農業用施設等の整備にあたっては、生態系との調和への配慮について積極的に取り組む。
- (イ) 里地里山を含む農村の二次的自然は、農業生産活動等が適切に行われることにより形成・維持されていることから、農地・農業用施設についても適切な保全管理に努める。
- (ロ) 農業の自然循環機能を高めていくため、家畜排せつ物等を利用した堆肥を積極的に利用する等、環境保全型農業を積極的に取り入れる。

エ 水辺環境の保全

- (ア) 河川等の水辺の管理や清掃などの活動に努める。

オ 都市緑地等の保全

- (ア) 工場施設の敷地等における緑化を推進する。
- (イ) 地域の緑化運動に積極的に参加する。